

徳島県企業局訓令第五号

局 中 一 般

企業職員の人事評価及び自己申告制度実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

企業職員の人事評価及び自己申告制度実施規程の一部を改正する訓令

企業職員の人事評価及び自己申告制度実施規程（昭和四十六年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第八条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。